

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（\*1）に基づき、当社は下記のとおり一般事業主行動計画（\*2）を策定しました。

従業員の皆さんは育児休業制度の内容を今一度ご確認いただくとともに、当社の行動計画の達成に向け、ご理解・ご協力をお願いします。

\*1：小児化対策として、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を作るために、2005年4月から2015年3月31日までの10年間をかけて集中的かつ計画的に取り組むために作られた時限立法が改正され、有効期限が2025年3月31日まで10年間延長された。

\*2：次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員301人以上の企業は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などについて策定し、都道府県労働局に届出る義務がある。

また、2009年4月から従業員301人以上の企業は、従業員への周知が義務となり、更に2011年4月以降は従業員101人以上に義務範囲が拡大された。

<当社の行動計画>

1. 計画期間

2020年4月1日から2022年3月31日までの2年間です。

2. 目標

計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にします。

男性従業員・・・計画期間内に1名以上取得すること

女性従業員・・・取得率を90%以上とすること

3. 対策

社内ホームページ等を通じ、以下の点について周知しております。

- ・男性従業員も育児休業を取得できること
- ・育児休業期間中の処遇
- ・育児休業期間中に受給できる公的給付金制度の内容 等